

防災会議と議会BCP

～議会の災害対応マニュアル～

平成30年4月

那珂川市議会

はじめに

那珂川市議会では、市民の生命と財産を守るために、平常時から災害発生時に迅速かつ的確に対応ができるように「那珂川市議会防災会議」を設置し、また、大規模な災害発生時には災害に関する情報を収集し、那珂川市災害対策本部と連携して応急対策等の推進を図るため「那珂川市議会災害対策会議」を設置する。

また、災害発生時には、議員の安否確認、被害情報の収集・提供・報告などの対応が必要なことから、「那珂川市議会災害時行動マニュアル」を作成するとともに、大規模災害に備えて、災害時の本会議招集、議案審議・採決に関する手順を明文化した「議会BCP」を策定する。

那珂川市議会は、議会及び議員が災害に対して適切に対応するために必要な事項を「防災会議と議会BCP」としてまとめる。

目 次

1. 業務継続計画の必要性と目的	1
2. 災害時の議会、議員の行動方針	2
3. 災害時の市との関係	3
4. 想定する災害	4
5. 業務継続の体制及び活動の基準	5
6. 那珂川市議会防災会議、那珂川市議会災害対策会議	6～11
(1) 設置と役割	6～8
(2) 那珂川市議会災害時行動マニュアル	9～11
① 災害時の基本的行動	9
② 災害対策会議設置時の基本的行動	10
③ 時系列にみる基本的行動パターン	11
7. 議会BCP(災害発生時の議案審議継続のための業務継続計画)	12～19
(1) 正副議長の体制	12
(2) 議会BCP策定の経緯	12
(3) 災害発生時の定例会における議案審議継続のための事業計画	13～19
資料	
那珂川市議会防災会議設置要綱	21～22
那珂川市議会災害対策会議設置要綱	23～25
那珂川市議会災害対策会議の設置場所について	26
那珂川市議会防災貸与品規程	27～30

1. 業務継続計画の必要性と目的

平成23年3月の東日本大震災を契機として、震災前には関心が薄かった業務継続計画(Business Continuity Plan 以下「BCP」という。)の策定が地方自治体にも広がりを見せている中、併せて、当該震災時において専決処分が乱発されるなど、二元代表制の一翼である議会の基本的な機能が果たされなかった経緯と教訓から、議会独自のBCPの策定の必要性がクローズアップされているところである。これらのことから、大規模災害などの非常時においても、二元代表制の趣旨に則り、議事・議決機関、住民代表機関としての議会が、迅速な意思決定と多様な市民ニーズの反映に資するという議会の機能維持を図るため、必要となる組織体制や議員の行動基準などを定めた那珂川市議会業務継続計画(以下「議会BCP」という。)を策定するものである。

2. 災害時の議会、議員の行動方針

(1) 議会の役割

議会は、議事・議決機関として予算、条例、重要な契約などについて、市の団体意思を決定するとともに、執行機関の事務執行をチェックし、また、市の重要な政策形成において地域特性や多様な市民ニーズを反映するなど重要な役割を担っており、このことは平常時、非常時を問わない。すなわち、議会は、大規模災害が発生した非常時においても、機能停止することなく、定足数に足る有効な議決ができる会議を開催する中で、この機能を維持しなければならないのである。そのために様々な災害の時期や程度を想定し、それに対応する体制を整えなければならない。加えて復旧・復興において住民代表機関として、大きな責務と役割を担うものである。

(2) 議員の役割

災害時にあって議員は、特に初動期を中心に議会の機能とは別に、被災した市民の救援や被害の復旧のために、非常の事態に即応した地域の一員としての活動を果たす役割が求められる。

さらに、議員は、議会機能を維持するという根幹的な役割を十分に認識するとともに業務継続体制の明確な行動が求められる。

3. 災害時の市との関係

議会が自らの役割である監視牽制機能と審議・議決機能を適正に実行するには、正確な情報を早期に収集しチェックを行うことが必要である。そのために議会と市は、それぞれの役割を踏まえて、災害情報を共有し、協力・連携体制を図り、災害対応に当たる必要がある。

4. 想定する災害

議会BCPの対象とする災害は、次のとおりとする。

災害種別	災害内容
地震	・震度5弱以上の地震
風水害	・台風、暴風、豪雨、洪水、土砂災害等で局地的又は広範囲な災害が発生した場合又はそのおそれがあるもの
感染症	・新型インフルエンザ等の感染症
その他	・自然災害のほか、大規模火災等の大規模な事故、原子力災害、テロ、紛争等で、大きな被害が発生した場合又はそのおそれがあるもの

5. 業務継続の体制及び活動の基準

(1) 業務継続(安否確認)体制の構築

非常時においても議会が基本的な機能を維持し、業務を継続するためには、その機関を構成する議員の安全確保とその安否確認がスタートになる。

このスタートを迅速かつ的確に行い、業務継続体制を構築することが必要であり、この体制の明確な行動基準に基づき対応することが重要である。

6.「那珂川市議会防災会議」と「那珂川市議会災害対策会議」について

(1)設置と役割

「那珂川市議会防災会議」は、平常時から災害発生時の対策や課題を確認し、本市の防災について協議する常設の機関であり、災害対策についての課題を把握するため、危険箇所等の現地視察、避難訓練等への参加、研修・講演会の開催などを行い、定期的に地域の災害に関する課題把握に努める。

災害発生時には「那珂川市議会災害対策会議」に移行し、那珂川市災害対策本部と連携をとり災害情報を共有し、応急対策、復旧、復興等について検討し、必要に応じて市長に対し提言をし、また、国、県、関係団体等への要望活動を行う。

平常時	那珂川市議会防災会議
-----	-------------------

災害発生時に対策がとれるよう、平常時から議会防災会議を設置し、災害発生時の対策や課題を確認し、那珂川市の防災について協議する。

項目	内 容
組織の名称	那珂川市議会防災会議
目 的	大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、迅速かつ的確に災害に対応できるよう、平常時から災害発生時の議会の対応を確認し及び本市の災害対策について、必要に応じて市長に対し提言し、もって市民の生命及び財産を守る。
設置の時期	常設の機関とする。
位置付け	那珂川市議会内に設置する会議とする。
役割・職務	防災会議の役割 ①那珂川市の災害対策について監視し、その充実を図る。 ②災害に関し、平素から地域の課題を把握し、必要に応じて市長に提言し、及び国、県、関係団体等への要望活動を行う。 ③災害時の議会の役割を確認し、検証する。 ④議長は、議員を対象とした防災訓練を行う。また、議員は定期的な研修会等で防災に関する知識を習得し、地域の防災訓練に参加する。 ⑤議員は、防災意識を持ってあらゆる機会を通じて、防災意識の啓発を行う。

組 織	議員全員をもって組織する。本部組織として、運営会議を置く。		
	運 営 会 議	議長	防災会議を統括する。
		副議長	議長を補佐する。
		運営委員	各会派の代表者。
		議長の代理	議長に事故がある時、又は欠けたときは、副議長が代理する。

大規模災害発生 復旧、復興時	那珂川市議会災害対策会議
-------------------	---------------------

災害発生時に議会の災害対策会議を設置し、応急対策、復旧、復興を図る。

項 目	内 容
組織の名称	那珂川市議会災害対策会議
目的	大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、迅速かつ的確に応急対策、復旧、復興を検討し、市長に対し提言し、もって市民の生命、財産を守る。
設置の時期	大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、議長が必要と認めるときに設置する。ただし、感染症対策については、那珂川市議会防災会議において、対処する。
組織の終期	災害発生時の応急対応から復旧・復興体制へ移行し、常任委員会等にその職務を引き継ぐことが適当と認められるとき。
位置付け	那珂川市議会内に設置する会議とする。 那珂川市議会災害対策会議は、那珂川市災害対策本部と連携する。
役割・職務	災害対策会議の役割 ①議員の安否及び居場所の確認をする。 ②議員から提供された地域の情報や避難所の状況等の災害情報を集約し、情報の共有を図る。 ③那珂川市災害対策本部との連携をとり、災害情報を共有し、又は提供する。 ④応急対策、復旧及び復興について検討し、必要に応じて市長に対し提言し、また、国、県、関係団体等への要望活動を行う。



組 織	議員全員をもって組織する。本部組織として、運営会議を置く。	
	運 営 会 議	議長 災害対策会議を統括する。
	副議長	議長を補佐する。
	運営委員	各会派の代表者。
	議長の代理	議長に事故ある時、又は欠けたときは、副議長が代理する。
情 報 収 集 班	議長は、必要に応じて、情報収集班を組織し、被災状況の情報収集を図る。	

(2)那珂川市議会災害時行動マニュアル

①災害時の基本的行動

議長は、議員全員へメールを送信し、安否確認を行う。




議員の安否状況を集約後、全議員へ連絡を行うことで、議員は他の議員の安否状況を確認する。

区 分	処 理 事 項
<div data-bbox="240 645 475 763" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 20px;">災害の発生</div> <div data-bbox="316 920 371 1137" style="text-align: center;">  </div> <div data-bbox="225 1272 475 1406" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">安否の確認・ 連絡体制の 確立</div> <div data-bbox="316 1552 371 1832" style="text-align: center;">  </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議長は、那珂川市内において、大規模な災害が発生又は発生のおそれがある場合や一定以上の緊急時と判断した場合は、直ちに登庁する。 ○ 議長は、全議員宛てに、「自身の無事を報告して欲しい」旨のメールを送信する。 ○ 議員は、議長へ安否確認メールを速やかに返信する。 ○ (約 30 分経過後)議長は、各議員から受けた報告を集約し、全議員へメールを送信する。また、遅れて届いた報告は、集約の都度、全議員へ送信する。 ○ 議員は、議長から送られてきた安否集約メールを受け、他の議員の安否を把握する。 ○ 議員は、議長との連絡が取れるよう、常に所在を明らかにし、連絡手段の確保に努める。 ○ 議員は、被災による通信障害もあり得ることから、一定期間、議長からの安否確認がない場合、何らかの方法で速やかに自らの安否を議長へ連絡する。また、議長との連絡が取れるよう、常に所在を明らかにし、連絡手段を確保しておく。

大規模な災害が発生していない又は発生のおそれがない場合の処理事項は、ここまでとする。

②災害対策会議設置時の基本的行動

大規模な災害が発生又は発生のおそれがある場合は、以降の処理事項を継続処理する。

区 分	処 理 事 項
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">災害対策会議の設置</div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議長が災害対策会議を設置した場合、副議長及び各会派の代表者は、3階大会議室に直ちに参集し、運営会議を開く。参集に際し、可能な限り被災状況等の把握に努める。
 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">被害情報の収集・提供</div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運営会議は、市災害対策本部との情報を共有し、また、災害対策会議が設置されたこと、議員から収集した情報及び市災害対策本部と共有した情報等を議員に連絡する。
 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">被害状況の報告・今後の対応協議</div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議員は、議長から登庁の指示がない限り、被災地及び避難所等の状況調査を行い、必要に応じて議長に報告する。 ○ 議長は、被災状況の報告や今後の対応を協議するため、状況に応じ全議員を招集して応急対策、復旧、復興等について検討を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議長は、必要に応じて、情報収集班を組織し、被災状況の情報収集を図る。 <p>※全議員は、那珂川市内において、議長と連絡がとれないほどの大規模な災害が発生した場合は、可能な限り早急に連絡をとる。</p>
<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">議員の参集</div>	<p>※3階大会議室が使用できない場合の参集場所は、下記の優先順位とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ミリカローデン那珂川 会議室 ②中央公民館 会議室 ③市民体育館 会議室

③時系列にみる基本的行動パターン

1 災害発生時

- (1) 議員は、災害の発生を覚知した場合は、議会災害対策会議(以下「災害対策会議」という。)の指示があるまでは、個人の判断に基づき行動する。
- (2) 議員は、自身や家族等の安全を確認し、速やかに安全な場所に避難する。

2 初動体制(災害発生後およそ1日ないし2日目)

- (1) 議員は、災害対策会議に対し、議員自らの安否とその居場所及び連絡先、連絡手段を報告し、以後の連絡体制の確立と維持に努める。
- (2) 議員は、通信手段の断絶等により上記の連絡が不可能な場合は、可能な限り連絡がとれるように常に所在を明らかにし、連絡手段を確保しておく。

3 応急体制(災害発生後およそ1週間以内)

- (1) 災害対策会議は、議員の安否等の確認ができない場合、適切な方法をもって状況の把握に努める。
- (2) 議員は、必要に応じて各地域における被災地及び避難場所等において自主防災組織等と連携し、情報収集を行い、災害対策会議に報告する。
- (3) 災害対策会議は、市災害対策本部との情報を共有し、また、議長は必要に応じて情報収集班を組織し、被災状況の情報収集を図る。
- (4) 前各号に掲げる情報について、災害対策会議で集約し、各議員へ提供する。
- (5) 議長は、被災状況の報告や今後の対応を協議するため、必要に応じて、全議員を招集して応急対策、復旧、復興等について検討を行う。
- (6) 議員は、議会機能を維持するという根幹的な役割を十分に認識した上で、避難所等の運営や被災地での復旧活動に積極的に協力するとともに、被災者の相談及び助言を行う。

4 復旧体制(災害の発生後およそ1週間以降)

- (1) 議長は、必要に応じて各地域で活動している議員を災害対策会議に招集し、市内の被災状況の把握に努める。
- (2) 議員は、必要に応じて避難所等の運営にかかわるとともに、議員間の連絡体制を確立させ、情報交換を行う。
- (3) 災害対策会議は、被災地及び避難所等の実態把握を行うため、必要に応じて市内視察を行う。
- (4) 災害対策会議は、必要に応じて国、県、関係団体等への要望活動を行う。

【行動時の留意事項】

- (1) 災害発生直後は、家屋の倒壊や火災、道路等の寸断なども想定されるため、移動手段は原則徒歩又は自転車、バイク等を利用すること。
- (2) 服装は、防災ベスト、ヘルメット、安全靴等災害対応活動に支障のない安全な服装とする。
- (3) 携行品は、懐中電灯、携帯ラジオ、筆記用具、防災マップなど必要な用具等を携帯する。また、個人用として食料、飲料水等も携帯して行動すること。
- (4) 災害を起因とした事故など人命にかかわる事象に遭遇した場合は、この行動マニュアルより優先して人命救助に当たること。その際、自らの安全確保を怠らないこと。

7.議会BCP(災害発生時の議案審議継続のための業務継続計画)

(1)正副議長の体制

※正副議長がともに「欠けたとき」は、本会議において議長選挙から行う。

※正副議長がともに「事故あるとき」は、仮議長選挙をし、議長の職務を行う。

「事故あるとき」⇒ 病気、旅行等 「欠けたとき」⇒ 死亡、辞職、失職

「臨時議長」⇒ 議場に出席している最年長の議員

「仮議長」⇒ 正副議長がともに事故ある時に議長の職務を行う議員

副議長 \ 議長	存在	事故あるとき	欠けたとき
存在	議長	副議長	副議長の下で議長選挙
事故あるとき	議長	臨時議長の下で仮議長選挙	臨時議長の下で議長選挙
欠けたとき	議長のもとで副議長選挙	臨時議長の下で副議長選挙	臨時議長の下で議長選挙 次に、新議長の下で副議長選挙

※仮議長の選挙を行わなくてすむように、あらかじめ仮議長の選任を議長に委任することができる。(地方自治法第106条③)

- ・議長は仮議長の選任を委任(本会議で諮る)されたら、指名はいつでもよい。指名の仕方により同一会期中を通じて仮議長となることも可能である。ただし、仮議長の性質上必要の都度指名することが適当である。(昭22.5.29行政実例)
- ・一度仮議長を選任しておけば、この仮議長が正副議長がともに事故ある場合当該仮議長として職務を行うことができる。(昭22.11.29行政実例)

①議長が事故ある時 ⇒ 副議長が代行

②副議長も事故ある時⇒ 議長に選任を委任

(2)議会 BCP 策定の経緯

大規模災害時に議会機能を維持し、予算など重要議案の審議が遅れて市政運営に支障が生じないようにするため、災害時の本会議招集、議案審議・採決に関する手順をBCPとして明文化する。

(3) 災害発生時の定例会における議案審議継続のための事業計画

定例会の招集前から最終日までを6つの期間に分け、以下の6ケースを作成した。
ただし、議員が感染症に罹患した場合は、防災会議運営会議の定めによる。

ケース	定例会の時期
ケース1	告示前(開会予定日の概ね2週間から1週間前)
ケース2	告示後(本会議開会前) 告示(初日1週間前)、議会運営委員会
ケース3	本会議初日後～委員会審査前日 初日の本会議、二日目の本会議
ケース4	委員会審査～一般質問(代表質問)前
ケース5	一般質問(代表質問)～最終日本会議開議前
ケース6	最終日本会議開議～議決まで

ケース1 告示前(開会予定日の概ね2週間～1週間前)

①災害発生

②正副議長、議会運営委員会正副委員長

- ・議会運営委員会開催の可否について協議

(1) 委員定数の半数以上の委員が出席できない場合、議会運営委員会開催不可
(委員会条例第15条) ③へ

③正副議長、議会運営委員会正副委員長の判断

- ・本会議開会の可否について協議

- (1) 定例会開催の可否について(議員・執行部、議場の確認など)
- (2) 会期について(考案日、一般質問(代表質問)、委員会審査など)
- (3) 上程予定議案の取り扱いについて
- (4) 一般質問通告の締め切りについて
- (5) 請願等の締め切りについて
- (6) 臨時会の開催及び次の定例会の日程について

【本会議開会】	【本会議開会ができない場合】
(1) 告示⇒本会議開会へ ※会期日程等については、災害状況に応じて適宜判断する。	(1) 現議員数が定足数に満たない。 (2) 執行部が本会議へ出席できない。 (3) 議場が使用できない場合の代替場所も使用できない。 ----- (1) 定例会は招集されない。 (2) 市長の判断で専決処分が可能。 (地方自治法第179条第1項)

ケース2 告示後(本会議開会前)

①災害発生

②正副議長、議会運営委員会正副委員長

・議会運営委員会開催の可否について協議

- (1) 委員定数の半数以上の委員が出席できない場合、議会運営委員会開催不可
(委員会条例第15条) ③へ

③正副議長、議会運営委員会正副委員長の判断

・本会議開会の可否について協議

- (1) 定例会開催の可否について(議員・執行部、議場の確認など)
(2) 会期について(考案日、一般質問(代表質問)、委員会審査など)
(3) 上程予定議案の取り扱いについて
(4) 臨時会の開催及び次の定例会の日程について

【本会議開会】	【本会議開会ができない場合】
(1) 告示⇒本会議開会へ ※会期日程等については、災害状況に応じて適宜判断する。	(1) 現議員数が定足数に満たない。 (2) 執行部が本会議へ出席できない。 (3) 議場が使用できない場合の代替場所も使用できない。 ----- (1) 招集日に開会されない場合は流会となり、定例会の回数として数える。 ----- (2) 継続審査・調査事件は廃案になる。 閉会中の委員会の継続審査・調査はできなくなる。 ----- (3) 市長の判断で専決処分が可能。 (地方自治法第179条第1項)

ケース3 本会議初日後～委員会審査前日

①災害発生 【本会議開会中の場合、議長は休憩を宣言する。】

②正副議長、議会運営委員会正副委員長

・議会運営委員会開催の可否について協議

- (1) 委員定数の半数以上の委員が出席できない場合、議会運営委員会開催不可
(委員会条例第15条) ③へ

③正副議長、議会運営委員会正副委員長の判断

・本会議継続の可否について協議

- (1) 定例会継続の可否について(議員・執行部、議場の確認など)
(2) 会期日程、議事日程の変更について
(3) 委員会審査(委員会付託)について
(4) 臨時会の開催及び次の定例会の日程について

【本会議継続】	【本会議継続ができない場合】
(1) 通常どおり継続する。	(1) 現議員数が定足数に満たない。
(2) 議案上程、提案理由の説明等が途中で不可能となった場合は延会する。議事が終わらない場合、議長は会議に諮って延会することができる。(会議規則第24条第2項)	(2) 執行部が本会議へ出席できない。
(3) 質疑後に委員会付託を行い、委員会審査後、本会議で採決し議了する。議了したときは、会期中でも議決で閉会することができる。(会議規則第7条)	(3) 議場が使用できない場合の代替場所も使用できない。
(4) 委員会付託を省略し、本会議で質疑、討論、採決を行い、議了する。一般質問(代表質問)を省略する。(会議規則第37条第3項)	(1) 開会日に行った会期の議決により、閉会予定日の17時を迎えた時点で、自然閉会となり、上程議案及び継続審査・調査事件は廃案となる。閉会中の委員会の継続審査・調査はできなくなる。
(5) 会期日程を延期し、上記4点に準じ継続する。	(2) 自然閉会を迎えた後、市長の判断で専決処分が可能。ただし、現議員数が定足数に満たないと判断した場合はこの日から専決処分が可能。

ケース4 委員会審査～一般質問(代表質問)前

①災害発生

②正副議長、議会運営委員会正副委員長

・議会運営委員会開催の可否について協議

(1) 委員定数の半数以上の委員が出席できない場合、議会運営委員会開催不可
(委員会条例第15条) ③へ

③正副議長、議会運営委員会正副委員長の判断

・本会議継続の可否について協議

(1) 定例会継続の可否について(議員・執行部、議場の確認など)

(2) 会期日程、議事日程の変更について

(3) 委員会審査の進捗状況について

(4) 議員提案の意見書案の締め切り(本会議最終日の6日前まで)について

(5) 臨時会の開催及び次の定例会の日程について

【本会議継続】	【本会議継続ができない場合】
<p>(1) 通常通り継続する。</p> <hr/> <p>(2) 委員会審査の終了を待たず、本会議を再開しようとする場合、まず、委員会に未審査又は審査途中である旨の中間報告を求め、審査期限を付し審査期限経過後、本会議において直接審議する。その後、質疑、討論、採決を行い、議了する。議了したときは、会期中でも議決で閉会することができる。一般質問(代表質問)は省略する。 (会議規則第44、45条)</p> <hr/> <p>(3) 委員会審査が不可能である場合は、本会議で審査期限を付し、審査期限経過後、本会議で直接審議することができる。(会議規則第44条)</p> <hr/> <p>(4) 会期日程を延期し、上記3点に準じて継続する。</p>	<p>(1) 現議員数が定足数に満たない。 (2) 執行部が本会議へ出席できない。 (3) 議場が使用できない場合の代替場所も使用できない。</p> <hr/> <p>(1) 開会日に行った会期の議決により、閉会予定日の17時を迎えた時点で、自然閉会となり、上程議案及び継続審査・調査事件は廃案となる。閉会中の委員会の継続審査・調査はできなくなる。</p> <hr/> <p>(2) 自然閉会を迎えた後、市長の判断で専決処分が可能。ただし、現議員数が定足数に満たないと判断した場合はこの日から専決処分が可能。</p>

ケース5 一般質問(代表質問)～最終日本会議開議前

- ①災害発生 【本会議開会中の場合、議長は休憩を宣言する。】
- ②正副議長、議会運営委員会正副委員長
 - ・議会運営委員会開催の可否について協議
 - (1)委員定数の半数以上の委員が出席できない場合、議会運営委員会開催不可(委員会条例第15条) ③へ
- ③正副議長、議会運営委員会正副委員長の判断
 - ・本会議継続の可否について協議
 - (1)定例会継続の可否について(議員・執行部、議場の確認など)
 - (2)会期日程、議事日程の変更について
 - (3)一般質問(代表質問)の継続について
 - (4)議員提案の意見書案の締め切り(本会議最終日の6日前まで)について
 - (5)委員会審査の進捗状況について
 - (6)臨時会の開催及び次の定例会の日程について

【本会議継続】	【本会議継続ができない場合】
(1)通常通り継続する。 ----- (2)一般質問(代表質問)を省略し、本会議で付託議案の審査結果報告を受け、質議、討論、採決し、議了する。議了したときは、会期中でも議決で閉会することができる。(会議規則第7条)	(1)現議員数が定足数に満たない。 (2)執行部が本会議へ出席できない。 (3)議場が使用できない場合の代替場所も使用できない。 ----- (1)開会日に行った会期の議決により、閉会予定日の17時を迎えた時点で、自然閉会となり、上程議案及び継続審査・調査事件は廃案となる。閉会中の委員会の継続審査・調査はできなくなる。
(3)会期日程を延期し、上記2に準じて継続する。	(2)自然閉会を迎えた後、市長の判断で専決処分が可能。ただし、現議員数が定足数に満たないと判断した場合はこの日から専決処分が可能。

ケース6 最終日本会議開議～議決まで

①災害発生 【本会議開会中の場合、議長は休憩を宣言する。】

②正副議長、議会運営委員会正副委員長

・議会運営委員会開催の可否について協議

- (1) 委員定数の半数以上の委員が出席できない場合、議会運営委員会開催不可
(委員会条例第 15 条) ③へ

③正副議長、議会運営委員会正副委員長の判断

・本会議継続の可否について協議

- (1) 定例会継続の可否について(議員・執行部、議場の確認など)
(2) 会期日程、議事日程の変更について
(3) 臨時会の開催及び次の定例会の日程について

【本 会 議 継 続】	【本会議継続ができない場合】
<p>(1) 本会議を再開し、委員長報告を行い、質疑、討論、採決を行い、議了し、閉会となる。</p> <hr/> <p>(2) 会期日程を延期し、継続する。</p>	<p>(1) 現議員数が定足数に満たない。 (2) 執行部が本会議へ出席できない。 (3) 議場が使用できない場合の代替場所も使用できない。</p> <hr/> <p>(1) 開会日に行った会期の議決により、閉会予定日の 17 時を迎えた時点で、自然閉会となり、上程議案及び継続審査・調査事件は廃案となる。閉会中の委員会の継続審査・調査はできなくなる。</p> <hr/> <p>(2) 自然閉会を迎えた後、市長の判断で専決処分が可能。ただし、現議員数が定足数に満たないと判断した場合はこの日から専決処分が可能。</p>

資 料

○那珂川市議会防災会議設置要綱

(平成 30 年 3 月 28 日議会要綱第 1 号)

改正 平成 30 年 6 月 27 日議会要綱第 3 号

改正 令和 2 年 8 月 5 日議会要綱第 1 号

改正 令和 4 年 3 月 11 日議会要綱第 1 号

(設置)

第 1 条 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、迅速かつ的確に災害に対応できるよう、平常時から災害発生時の議会の対応を確認し、及び本市の災害対策について、必要に応じて市長に対し提言し、もって市民の生命及び財産を守るため、那珂川市議会に那珂川市議会防災会議（以下「防災会議」という。）を設置する。

(防災会議及び議長等の役割)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 本市の災害対策について監視し、その充実を図ること。

(2) 災害に関し、平素から地域の課題を把握し、必要に応じて市長に提言し、及び国、県、関係団体等へ要望活動を行うこと。

(3) 災害時の議会の役割を確認し、検証すること。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、那珂川市議会議長（以下「議長」という。）が必要と認めること。

2 議長は、那珂川市議会議員（以下「議員」という。）を対象とした防災訓練を行うものとする。

3 議員の役割は、次に掲げるとおりとする。

(1) 定期的な研修会等で防災に関する知識を習得し、地域の防災訓練に参加すること。

(2) 防災意識を持ってあらゆる機会を通じて、防災意識の啓発を行うこと。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、議長が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 防災会議は、議員全員をもって組織する。

2 議長は、防災会議を総括する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営会議)

第 4 条 防災会議に、本部組織として運営会議を置く。

2 運営会議は、議長、副議長及び各会派の代表者をもって構成する。

3 議長は、運営会議を招集する。

4 議長は、必要と認めるときは、運営会議に議員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 議長は、議員が感染症に罹患した場合は、運営会議を招集して議員の意見を聴取し、議会運営について判断する。

(会議)

第5条 防災会議は、議長が招集し、第2条に掲げる所掌事項について協議する。

(現地調査等の実施)

第6条 議長は、現地調査等を実施する場合において、緊急を要する場合は、那珂川市議会会議規則（昭和32年議会規則第1号）第126条の規定により議員の派遣を決定する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年6月27日議会要綱第3号)抄

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則(令和2年8月5日議会要綱第1号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月11日議会要綱第1号)

この要綱は、公布の日から施行する。

○那珂川市議会災害対策会議設置要綱

(平成30年3月28日議会要綱第2号)

改正 平成30年6月27日議会要綱第3号

改正 令和2年8月5日議会要綱第3号

(目的)

第1条 この要綱は、市内において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに、議員が迅速かつ的確に対応するために必要な事項を定めることにより、市の災害対策を側面から支援し、もって市民の安全の確保及び早期の復旧又は復興に資することを目的とする。

(災害対策会議の設置)

第2条 那珂川市議会（以下「議会」という。）議長は、市域内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要があると認めるときは、那珂川市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）と連携し、議会が一体となって円滑に応急対策等の推進を図るため、那珂川市議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）を設置することができる。ただし、感染症対策については、那珂川市議会防災会議において対処する。

(大規模な災害)

第3条 前条に規定する「大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合」とは、次に掲げる場合とする。

- (1) 市域内で震度5弱以上の地震が発生した場合
- (2) 市域内に台風、暴風、豪雨、洪水、土砂災害等で局地的又は広範囲な災害が発生した場合又はそのおそれがある風水害が発生した場合
- (3) その他自然災害のほか、大規模火災等の大規模な事故、原子力災害、テロ、紛争等で、大きな被害が発生した場合又はそのおそれがある場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、自然災害により総合的な応急対策等を実施する必要がある場合

(所掌事務)

第4条 災害対策会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 議員の安否及び居場所の確認
- (2) 議員から提供された地域の情報、避難所の状況等の災害情報の集約及び共有
- (3) 市災害対策本部と連携した災害情報の共有又は提供
- (4) 応急対策、復旧及び復興についての検討（必要に応じて、市長に対する提言及び国、県、関係団体等への要望活動を行う。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認める事項

(組織)

第5条 災害対策会議は、議員全員をもって構成する。

- 2 議長は、災害対策会議を代表し、その事務を統括する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 議長及び副議長とともに事故があるとき、又は欠けたときは、次の表の左欄に掲げる順位に従い、右欄に掲げる職にある者がその職務を代理する。この場合において、会派構成員数が同数のときは、年長者の属する会派の代表者がその職務を代理する。

第1位	会派構成員数第1会派の代表者
第2位	会派構成員数第1会派の副代表者

(運営会議)

第6条 災害対策会議に、本部組織として運営会議を置く。

- 2 運営会議は、議長、副議長及び各会派の代表者をもって構成する。
- 3 議長は、運営会議を招集する。
- 4 議長は、必要と認めるときは、運営会議に議員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 運営会議は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 第4条第1号に規定する議員の安否及び居場所の確認に関すること。
 - (2) 第4条第2号に規定する、議員から提供された地域の情報、避難所の状況等の災害情報の集約及び共有に関すること。
 - (3) 第4条第3号に規定する市対策本部との連携と、災害情報の共有又は提供に関すること。
 - (4) 第4条第4号に規定する応急対策、復旧、復興についての検討、必要に応じた市長への提言及び国、県、関係団体等への要望活動に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認めること。

(情報収集班)

第7条 議長は、必要に応じて、情報収集班を組織する。

- 2 情報収集班は、全議員をもって構成し、被災状況の情報収集を図る。

(会議)

第8条 災害対策会議は、議長が招集する。

- 2 災害対策会議の議題は、議長が運営会議に諮って決定する。

(災害対策会議の設置場所)

第9条 災害対策会議の設置場所は、役所3階大会議室とする。

- 2 3階大会議室が使用できない場合は、あらかじめ優先順位を付して定めた場所のうちから議長が指定する。

(議員の役割)

第10条 議員の役割は、次に掲げるとおりとする。

(1) 災害対策会議が設置されたときは、自らの安否、居場所及び連絡先を災害対策会議に報告すること。

(2) 必要に応じて被災地、避難所等において情報収集を行い、災害対策会議へ報告すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、議長が必要と認める事項

(現地調査等の実施)

第11条 議長は、現地調査等を実施する場合において、緊急を要する場合は、那珂川市議会会議規則（昭和32年議会規則第1号）第126条の規定により議員の派遣を決定する。

(災害対策会議の廃止)

第12条 議長は、災害発生時の応急対応から復旧・復興へ移行し、常任委員会等にその職務を引き継ぐことが適当と認められる場合は、運営会議に諮り、災害対策会議を廃止する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、災害対策会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年6月27日議会要綱第3号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができるものとする。

附 則(令和2年8月5日議会要綱第3号)

この要綱は、公布の日から施行する。

那珂川市議会災害対策会議の設置場所について

		災害対策会議(議会)	災害対策本部(執行部)	備考
設置場所	原則	市役所本庁舎 3階大会議室	市役所本庁舎 2階会議室	
	優先 順位 ①	ミリカローデン那珂川 会議室	ミリカローデン那珂川 会議室	
	優先 順位 ②	中央公民館 会議室	中央公民館 会議室	
	優先 順位 ③	市民体育館 会議室	市民体育館 会議室	

○那珂川市議会防災貸与品規程

(平成30年3月28日議会規程第1号)

改正 平成30年6月27日議会規程第2号

(趣旨)

第1条 那珂川市議会議員(以下「議員」という。)が、災害等必要な場合に着用する防災貸与品(以下「貸与品」という。)の貸与については、この規程に定めるところによる。

(貸与品)

第2条 議員への貸与品の種類は、防災ベスト、ヘルメット及び安全靴とする。

(貸与期間及び返納)

第3条 貸与品の貸与期間は、議員の任期とする。

2 議員がその職を離れたときは、貸与品を直ちに議長に返納しなければならない。

(貸与品の着用)

第4条 貸与品は、災害対応、市の防災関連行事、各地区の防災訓練、危険箇所の現地視察等の際に着用することができる。

(保管上の注意)

第5条 貸与品は、善良なる注意をもって保管することとし、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(事故の届出及び弁償)

第6条 議員は、貸与品について破損、亡失等の事故が生じた場合は、速やかに貸与品事故報告書(様式第1号)により、その状況を議長に届け出なければならない。

2 自己の責に帰すべき理由によって生じた貸与品の事故については、これを弁償しなければならない。

(貸与品の記録)

第7条 議長は、貸与品管理簿(様式第2号)により、貸与品の貸与、返納等の状況を記録しなければならない。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年6月27日議会規程第2号)

(施行期日)

1 この規程は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規程の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができるものとする。

様式第1号(第6条関係)

貸与品事故報告書

[別紙参照]

様式第2号(第7条関係)

貸与品管理簿

[別紙参照]

様式第 1 号(第6条関係)

貸与品事故報告書

年 月 日

(あて先) 那珂川市議会議長

那珂川市議会議員

氏 名 印

下記のとおり、貸与品を破損・亡失しましたので届け出ます。

記

1. 破損・亡失した貸与品の種類
2. 破損・亡失した日時及び場所
3. 破損・亡失した事実の詳細

貸与品管理簿

整理番号	貸与			氏名			備考
貸与品の種類	貸与			返納			
	数量	年月日	印	数量	年月日	印	